

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成30年10月3日（水）午後2時00分～午後3時30分

場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）

出席者 新潟地方裁判所長 大野 勝 則

司会者 山 崎 威（新潟地方裁判所刑事部部総括判事）

法曹出席者 黒 田 真 紀（新潟地方裁判所刑事部判事）

島 尻 大 志（新潟地方裁判所刑事部判事補）

山 根 直 輝（新潟地方裁判所刑事部判事補）

藤 井 慎一郎（新潟地方検察庁検事）

高 橋 由利子（新潟地方検察庁検事）

浅 見 直 人（弁護士）

山 本 大 貴（弁護士）

裁判員経験者 4人

報道機関出席者（6人）

新潟日報

朝日新聞

読売新聞

時事通信

T e N Y

U X

第1 自己紹介，裁判員等を経験しての感想等

大野所長

新潟地裁所長の大野と申します。

一言御挨拶を申し上げます。本日は皆様，お忙しい中をお集まりいただき，誠にありがとうございます。裁判員裁判制度は平成21年5月に施行され，今年で

10年目を迎えております。裁判員，補充裁判員として参加していただいた国民の皆様の高い意識と理解に支えられ，これまでおおむね順調に運用され，処理されてきたと評されております。

新潟地裁におきましても，参加された裁判員，補充裁判員の皆様の多大な御協力のもと，これまで100件の裁判員裁判が終局したところで，現在も係属中の裁判員裁判がございます。

裁判員裁判の運用は，基本的には肯定的な評価を受けてきてはおりますが，司法制度の歴史から見れば，まだ10年しか経っていないということもできます。一つ一つの事件について，制度の趣旨や理念，刑事裁判の原則等に照らして，問題点等はなかったか，これを不断に検討していく必要があります，そのことを通じて制度全体やその運用を改善していく必要があるものと考えております。

この意見交換会は，裁判員，補充裁判員として現に裁判を経験された方から率直な御意見を伺う大変貴重な機会であり，皆様の御意見を参考に，裁判官，検察官，弁護士の法曹三者において，更に意見交換を重ねるなどして，裁判員裁判制度の改善を目指していきたいと考えております。

メディアの方にも御参加いただいておりますが，報道を通じて，裁判員，補充裁判員を経験した皆様の貴重な体験談等を一般の方に伝えていただくことで制度に対する理解が深まり，今後裁判員裁判に参加される方に正確なイメージを持っていただくことにつながることを期待しております。

御参加の皆様からは是非忌憚のない御意見をいただき，この意見交換会が実り多いものとなりますことを祈念しまして，挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者（山崎部総括判事）

それでは，早速裁判員経験者の皆様との意見交換会を進めさせていただきたいと思っております。本日の進行ですが，まず，裁判官，検察官，弁護士，それから裁判員経験者の方々にも自己紹介をしていただいて，裁判員を経験してみてもの全体的

な感想をお聞かせいただいた後で、用意している三つのテーマについて御意見をお伺いしたいと思います。

一つ目のテーマは「検察官と弁護人の訴訟活動について」、二つ目のテーマは「証拠調べと理解のしやすさについて」、三つ目のテーマは「評議の進め方と話しやすさについて」です。その後、記者の皆様からも御質問をいただくことができますので、よろしくお願ひします。

私から自己紹介しますが、刑事部で部総括裁判官を務めております山崎と言ひます。よろしくお願ひします。今日は久しぶりに皆さんの元気なお姿を拝見できて大変嬉しく思ひます。活発な意見交換をしていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

黒田判事

刑事部の右陪席裁判官の黒田と申します。よろしくお願ひいたします。今回は1番の方が担当された強制わいせつ致傷等事件と、4番の方が担当されました傷害致死事件について担当させていただきました。本日また再び皆さんとお会いできて大変嬉しく思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

島尻判事補

刑事部右陪席裁判官の島尻と申します。よろしくお願ひします。私は2番と3番の方が担当された事件を右陪席として担当させていただきました。皆様からは忌憚のない御意見をいただき、勉強させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

山根判事補

刑事部左陪席裁判官の山根と申します。よろしくお願ひします。私は今回の4件の事件全てに関与していまして、また裁判員経験者の皆さんと再びお会いできて嬉しく思っております。今日は率直な意見を聞いて私も勉強したいと思っております。よろしくお願ひします。

藤井検事

検察官の藤井でございます。私は2番、3番、4番の方が担当した事件を担当させていただきました。今後の訴訟遂行をうまくやっていくために厳しい御意見を拝聴したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

高橋検事

検事の高橋と申します。よろしく願いいたします。私は1番の方が担当された裁判員裁判に立会しました。今後よりよい主張・立証を考えるために、皆さんから貴重な御意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

浅見弁護士

弁護士の浅見と申します。私は2番の裁判員の方が担当されました事件に弁護人として関与いたしました。本日は皆様から貴重な御意見をいただき、勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

山本弁護士

弁護士の山本と申します。私は1番の方が担当された裁判員を担当いたしました。裁判中は裁判員の方と意見交換できませんので、今回このような貴重な場に出席できたことを光栄に思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会者

それでは、次に裁判員経験者の皆様の自己紹介や裁判全体を通じての感想をお聞かせいただければと思います。なお、今回お集まりくださった方々は、皆さん裁判員として裁判に参加してくださいました。補充裁判員だったという方はいらっしゃいません。初めに1番の方には、強制わいせつ致傷等の事件を担当していただきました。これは被告人が通行中の女性に対して、地面に押し倒して馬乗りになるなどの暴行を加えて、わいせつな行為をしようとしたが、付近の住民に発見されて、わいせつな行為はできず、その際に約1週間の治療を要する傷害を負わせたという事件と、これと併せて審理された過失運転致傷、道路交通法違反の事件でした。

それでは1番の方から、裁判全体を通じての感想を簡単にお聞かせいただければと思います。お願いします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」などと表記する。）

では感想を述べたいと思います。私も初めて選ばれて、経験したことがないことなので少し迷うところもありましたが、なかなか経験できないことなので、もし選ばれるのであれば私もやってみたいという気持ちはありました。

裁判は、思ったより淡々と進むものだという印象を受けました。あとは最初から最後まで、ほぼ話を聞くことが多かったですが、段取り等は分かりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。次に、2番の方に御担当いただいた事件は強盗致傷の事件です。この事件は、外国人である被告人が勤務していた会社の事務所で、その従業員たちに対して、包丁を叩きつけて脅迫したり、刃が折れて残っていない状態の包丁を振り回す、暴行を加えるなどして、抵抗できなくして、現金20万円余りを強奪して、その際に1名の被害者に約3週間の治療を要する傷害、1名の被害者に約10日間の治療を要する傷害を負わせたという事件でした。では、2番の方から裁判全体を通じての感想を簡単にお聞かせいただければと思います。

2番

専門用語が全く分からないので、不安に思っていました。夫が、本当に応援してくれました。介護もしていたのですが、1月に予定されていた期日が4月に変わって、何とか参加できたという感じでした。事件としては、被告人が外国の方であり、言葉も全く分からないという中で、一緒だった裁判員や裁判官の皆さんがうまく話をしやすくしてくれて、とてもスムーズにお話や共通理解もできたかなという感じはしました。逆に今日の方がよっぽど緊張する感じです。

司会者

是非リラックスして意見を述べていただければと思います。ありがとうございます

ます。では次に3番の方ですが、殺人、死体遺棄の事件を御担当いただきました。この事件は、被告人が養女と一緒にあって、養女が出産した嬰兒を殺害し、その死体を遺棄したという事件でした。その嬰兒の死体が発見されていないという難しい事件で、県内では大きく報道されていました。では3番の方から、裁判全体を通じての感想を簡単にお聞かせいただければと思います。

3番

まず、裁判員に選ばれた時に、最初はちょっと面倒くさいという気持ちがあったのですが、やはり選ばれたからには、最初から最後まできちんとやり遂げて、裁判を通じて自分が成長できるいい機会になると思いました。

裁判は、少し内容が難しかったので、期間が長くなったのですが、その期間が長くなればなるほど、他の裁判員の人たちや裁判官といろいろな意見交換ができて、本当に私個人としては成長できて、またとてもいい機会だったと思っています。

この裁判の後に、自分の中での心境の変化があって、いろいろな県内、県外の裁判員裁判を見たり、あとは新聞のいろいろな事件を目で追うようになったので、私個人としてはとてもいい経験だったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。続きまして、4番の方には傷害致死の事件を担当していただきました。この事件は、被告人が被害者の家で被害者に対して、殴る蹴るの暴行を加えて死亡させたとして起訴された事件です。この事件では、裁判員裁判ではあまり見られない、審理の途中で訴因変更という手続を行うという展開になりました。判決では、被告人が単独で、又は知人と一緒にあって被害者に殴る蹴るの暴行を加えて死亡させたという判断となりました。

それでは、4番の方から裁判全体を通じての感想を簡単にお聞かせいただければと思います。

4番

まず裁判員に選ばれた時点では、皆さんと同じように、貴重な、なかなか経験できないことなので、せつかくならやってみたいという気持ちがあったのですが、実際にその事件の内容を見てみて、思っていたよりも重い事件だなという感想でした。ちゃんと自分も判断できるのだろうかという不安はありましたが、裁判官からも丁寧に説明していただきましたし、他の裁判員の方とも和気あいあいとした雰囲気の中で進めさせていただきました。被害者の方がいることなので、軽く考えてはいけないのですが、自分としては本当に貴重ないい機会をいただけたなと思っています。

司会者

どうもありがとうございます。

第2 検察官・弁護人の訴訟活動について

司会者

それでは一つ目のテーマについて意見交換をさせていただきたいと思います。一つ目のテーマは「検察官と弁護人の訴訟活動について」です。まずこちらから、裁判終了後に実施しているアンケートの結果などを簡単に御紹介した上で、裁判員経験者の皆様に御意見をお伺いしたいと思います。では、まず1番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果から御紹介します。

山根判事補

それでは御紹介します。まず審理全体の分かりやすさとしては、大半が分かりやすかったという回答でした。次に検察官の説明や証拠調べについては、分かりやすかったと回答した人と、普通であると回答した人が半々でした。弁護人の説明や証拠調べについては、全員が分かりやすかったと回答していました。

続いて当事者の法廷活動に対して指摘があった事項ですが、検察官の法廷活動等に関して、検察官の証拠調べの際に写された図の移動が速かったという回答がありました。またその一方で、とても分かりやすく、一切不具合を感じませんで

したという回答もありました。以上です。

司会者

それでは1番の方から検察官，弁護人の訴訟活動について，何か御感想があればお聞かせいただきたいと思いますのですが，いかがでしょうか。

1番

はい。私の感想ですが，弁護人が結構分かりやすい言葉ではきはきとされていて，聞いている側としては分かりやすかったです。検察官については，よく調べているなと思いました。あと被害者側の立場に立って，多少感情を入れたような形で発言されていたので，こちらにもよく伝わってきました。

司会者

ありがとうございます。次に，2番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果を御紹介します。

山根判事補

それでは御紹介します。審理全体の分かりやすさとしては，分かりにくかったという回答をした人はおらず，分かりやすかったという回答が大半でした。次に検察官と弁護人の説明や証拠調べについてですが，これも審理全体の分かりやすさと同じく，ほぼ全員が分かりやすかったという回答になっています。

続いて，当事者の法廷活動等に対して感じた印象として，検察官の法廷活動に関しては，問題があったという回答はありませんでした。一方，弁護人の法廷活動に関して，証人や被告人に対する質問の意図，内容が分かりにくかったとの回答がありました。以上です。

司会者

それでは2番の方から検察官，弁護人の訴訟活動についての感想をお聞かせいただければと思います。

2番

特に分かりにくいことはありませんでした。

司会者

ありがとうございます。それでは、3番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果を御紹介します。

島尻判事補

紹介させていただきます。まず審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったという回答はなく、過半数が分かりやすかったという回答でした。次に検察官の説明や証拠調べについては、全員の方から分かりやすかったという回答がありました。弁護人の説明や証拠調べについては、分かりにくかったという回答もありましたが、半数以上は普通以上、普通である、分かりやすかったという回答が多かったです。

続いて、当事者の法廷活動に対して指摘があった事項ですが、何人かの方は、検察官の法廷活動に関して、説明が詳し過ぎた、証人や被告人に対する質問の意図、内容が分かりにくかった、供述調書の朗読が分かりにくかったと答えておりました。

また弁護人の法廷活動については、話し方に問題があった、話す内容が分かりにくかった、証人や被告人に対する質問の意図、内容が分かりにくかったという回答がありました。また、弁護人の口調や態度に違和感があったというような趣旨の指摘もありました。加えて、この事件では、証人尋問については検察官請求の証人のみの取調べでしたが、その証人の必要性について疑問を感じるという指摘もありました。以上です。

司会者

それでは、3番の方から検察官と弁護人の訴訟活動について御感想をお聞かせいただければと思います。

3番

私がまず感じたことは、検察官と弁護人から裁判員と裁判官に資料をもらえるのですが、その資料が統一されていなくて少し見づらかったということです。

それから、質問の意図がよく分からないということがあるので、事前にどういった質問をするかということが分かっていたら、裁判員も注目して質問を聞くことができたのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは4番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果を御紹介します。

黒田判事

では御紹介します。審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったと答えた人はおらず、分かりやすかったと答えた人が、普通と答えた人を少し上回っていました。

次に検察官の説明や証拠調べについては、分かりやすかった、または普通と答えた人が大半で、それぞれ半々ぐらいでしたが、分かりにくかったという回答もありました。

弁護人の説明や証拠調べについては、分かりにくかったと答えた人はおらず、普通と答えた人が、分かりやすかったと答えた人を少し上回っていました。

続いて当事者の法廷活動に対して感じた印象ですが、検察官の活動に関して、話し方に問題があったという意見がやや多く、供述調書の朗読が分かりにくかったという意見もありました。弁護人の法廷活動に関しては、話し方に問題があったという意見がありました。以上です。

司会者

それでは、4番の方から検察官と弁護人の訴訟活動について御感想をお聞かせいただければと思います。お願いします。

4番

検察官、弁護人とも、冒頭陳述メモ、論告メモ、弁論メモ、それぞれ御用意していただいて、その内容はすごく分かりやすかったと思っています。それぞれが主張する事件の経緯ですとか論点も分かりやすくなっていたので、判断する時に

とても役立ちました。

個人的に分かりにくかったなと感じたのは、被告人に対する質問の時に、弁護人の質問の意図が分からない時があって、それを聞いて何を引き出そうとしているんだろうと感じるところはありました。被告人の返答もなかなかつかみづらいところもあったので、それもちょっと影響はあるのかなとは思ったのですが、その質問をすることで何を意図しているのかというのを分かりやすくしていただくと、更に理解が深まってよかったかなと感じました。

司会者

どうもありがとうございます。それでは検察官や弁護人の訴訟活動について、検察官の方から裁判員経験者にお聞きになりたいことはありますか。

藤井検事

検事の藤井でございます。分かりにくかった点、分かりやすかった点ということで、様々な御意見をいただいたところだと思います。供述調書の朗読が分かりづらいのではないかとというような御意見も先ほど出たかとは思いますが、具体的に例えば量が多過ぎるとか、内容がよく分からないとか、あるいは逆にもっと情報があつた方がいいとか、もしその点について、どういう印象を持ったのかということがあれば、3番と4番の方で、もし覚えていたらお聞かせ願いたいと思っております。

3番

私個人としては、証拠調べの時の話し方はよかったのですが、正直、この証拠は本当に要るのかなと思うものはありました。

逆に裁判員と話している中でこういった資料が欲しいということがあったので、もしかしたら一般の方と検察官、裁判官、弁護人の方とずれているのかもしれませんが、一般の方の目線から見て欲しい資料があれば、よかったかなと思います。

4番

私の時は、供述調書の数も多かったですし、内容もだいぶ濃かったので、朗読

していただいて、実際に法廷でもそれを見るので、内容は分かりました。ただ後から、あれどうだっけという時に、手元資料がなかったので、分かりにくかったということはありません。

裁判官に聞けば、資料をお持ちなので分かるのですが、ただちょっと自分が気になった時に見れるものが手元にあると、朗読の時も分かりやすいのかなと思います。そういった調書を配れるかという問題はあると思うのですが、分かりやすいメモなどが別にあるといいのかなと思いました。

藤井検事

どうもありがとうございました。おっしゃるとおりで、供述調書等につきましては、こちらでも分かりやすいようにいろいろ不要な部分を削ったり、まとめたりしているところですが、まだまだ不十分な点があるかと思しますので、いただいた貴重な御意見をもとに、更に検討を進めていきたいと思っております。

司会者

弁護人の立場から何かお聞きになりたいことはありますか。

浅見弁護士

では弁護士の浅見の方から質問させていただきます。話し方に問題があったというのは、よくこの場でもテーマに出てくるところなのですが、裁判の時ですと、どうしても興奮してしまって、話し方が強くなってしまう時があるのですが、話し方でももう少しこういうふうにした方がいいということがありましたら、皆さんにお話を聞かせていただければと思います。

司会者

皆さんということですので、弁護人の話し方に問題がある場合にはどうしたらいいかということをお聞きしたいと思います。

1 番

私の時は、そのようなことはなく、速くなったり、遅くなったりというものもなく、基本的にはっきり聞こえてきたので、主張していることは分かりやすかった

です。

2番

私も分かりにくいとか、そういうことはなかったと思います。

3番

私の時もそこまで気になるようなことはありませんでした。

4番

私も特に話し方で早口過ぎて聞こえないとか、そういったことはなかったと思うのですが、話している内容で、時系列が前後して、さっきは前の話をしていたのに今は別の時の話をしているというように、時系列の前後が多いとちょっと分かりにくいかなとは思いました。

浅見弁護士

ありがとうございます。

第3 証拠調べとその理解のしやすさ

司会者

それでは次のテーマですが、「証拠調べとその理解のしやすさについて」ということで、一部既に伺っているところもありますが、改めてこのテーマでお話をしたいと思います。「証拠調べとその理解のしやすさについて」ということで、証拠書類が朗読されたり、証人の話を聞いたり、それから被告人の話を聞いたりしてもらったと思いますが、その中で印象に残ったこと、分かりやすかったこと、分かりにくかったことなどあれば、御紹介いただければと思います。1番の方からいかがでしょうか。

1番

私の担当した事件では、被告人が交通事件に関しまして、無免許でバイクに乗ったりなどのいろいろな違反をしている事実がたくさん出てきましたので、検察官はよく調べているなと思いました。また、このような証拠から被告人について

は再犯を繰り返すような方かなという印象を受けました。

司会者

実は、1番の方の事件だけは、検察官の方から聞いて欲しいという証人がおらず、この被害者とされる方も検察官からの証拠書類の読み上げで終わりました。比較の対象がないので分からないかもしれませんが、やはり御本人の話を聞きたかったのか、それとも証拠の読み上げで十分分かったというのか、いかがでしょうか。

1番

本人の体調の問題もありますが、出てきて発言してもらえた方が、やはり伝わってくる部分があったと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは同じテーマで順番に伺いたいと思います。「証拠調べとその理解のしやすさ」ということですが、2番の方、いかがでしょうか。

2番

検察官が、包丁が折れていたのを見せてくださったことがすごく印象にあるのですが、その包丁の写真が、法廷の両サイドにある画面に写ったときに、目があまり良くない私にとっては、分かりにくいなと思いました。評議の時に具体的な様子や部分を見せてもらったので分かりましたが、法廷で聞いている方たちは、あれで分かるのかが気になりました。

司会者

ありがとうございます。それでは3番の方、いかがでしょうか。

3番

私が気になったのは、検察官の質問に対して、被告人が黙秘することが多々あったことです。それは当然の権利だとは思いますが、黙秘ばかり繰り返されると、こちらとしても、被告人の声とか、気持ちとかを聞いて内容を判断したいと

いうところがありました。このような点から黙秘ばかりしている被告人が、今でも印象に残っています。

司会者

ありがとうございます。4番の方、いかがでしょうか。

4番

証拠自体は分かりやすかったと思っています。被害者の方の傷とか怪我の状況なども、医師の方がイラストにしてくださって、裁判員がショックを受けないようにという配慮もしていただいていたし、それを手元資料としてもいただいて、いつでも見れるような状況だったので分かりやすかったです。

あと印象に残っていることは、証人の方がかなりインパクトの強い方で、話を聞いているだけで、圧倒されるものがあつたのですが、裁判員からの質問も話し合いながらさせてもらえて、聞きたいところは聞くこともできたので、全体的に分かりやすかったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。ではこのテーマについて、検察官から御質問はございますか。

藤井検事

3番、4番の方にお聞きします。3番の事件であれば精神科のお医者さんに、4番の事件では法医学の先生に来ていただいて、見解等を証人尋問しました。かなり専門的な話もありまして、我々でも、なかなかすぐに理解するのが難しい内容だったと思うのですが、お聞きになっていて、例えばそういう専門的な内容が分かりづらかったとか、こういうものがあればよかったとか、もし何かあればお聞かせ願えますでしょうか。

3番

専門的なところは確かにあつたのですが、その後の質問等でも、その専門家の人たちに話を聞くことができたので、自分たちの疑問に思っていることを、きち

んと答えてもらったのはよかったと思います。もし可能ならば、専門用語を出すのであれば、その専門用語に対するちょっとした資料があれば一番いいかなと思います。

4 番

そうですね、医学的に専門的な知識については、自分は少し医療の知識があったので、それで分かるところもあったのですが、もし知識がない状態で、診断のあたりの話を聞いたら、もしかしたら分かりにくかったかなと思うので、詳しい説明のような資料を付けていただけると、もっと分かりやすくなるかなと思いました。ただ実際は、医師の方へ質問ができたり、他の裁判員の方からのフォローもありましたので、全く分からないということはなかったかと思います。

藤井検事

どうもありがとうございました。

司会者

弁護人の立場からはございますか。

浅見弁護士

2点ほど伺いたいと思います。1点目は、私の担当事件は外国人で通訳事件でしたが、通訳事件に関する感想でも何でも結構なので、それをいただければと思います。

2点目は、これは私が担当した事件ではないのですが、4番の方にお聞きします。本件では訴因変更というものがなされているんですが、そもそも訴因変更というものはどういうものかとか、それに関する理解というのはどういうふうにされたのかというのを、お話できる範囲で結構なので、お伺いしたいと思います。

司会者

では順番に、まず通訳事件であることについての感想を、2番の方からごきますでしょうか。

2 番

ニュアンス的な細かい部分で本当に被告人に通じているんだろうかという疑問は、私の中であったような気がします。被告人は本当に理解して、受け答えができたのかなと感じましたね。

浅見弁護士

新潟に通訳の方がいらっしゃらない事件でした。私は通訳の方と被告人はコミュニケーションは取れていたと感じています。どれだけ日本語にうまく訳しているのかというのは、正直、私もその言語を全く分からないので、何とも言いようがないですが、ただ私の受けた印象は、いろいろやり取りをしている中で、被告人が話したことをそのまま日本語に訳せていたのではないかなという印象です。

司会者

では2点目の訴因変更についてですが、訴因変更という言葉が分かったか、その手続が理解できたかという点は、いかがでしょうか。

4番

そうですね、訴因変更については、訴因変更を検討するかもしれないという段階で、しっかり説明していただいて、意味ですとか、実際どういう手続になるのかということも説明していただいていたので、戸惑うことはなかったです。

浅見弁護士

はい。ありがとうございます。

第4 評議の進め方と話しやすさ

司会者

それでは三つ目のテーマに入ります。三つ目のテーマですが、「評議の進め方と話しやすさについて」ということで意見交換をさせていただきます。評議で十分に意見が言えたかどうか。また、もし言えなかったというようなことであれば、更に活発な意見交換をするために何か工夫する点があるかどうか。このようなことについて経験者の皆様から御意見をいただければと思います。ではまた順番に

1 番の方からお願いします。

1 番

一緒にやっていた裁判員の方からも結構意見が出ていたので、裁判員同士、また全体としても意見が出やすかったですし、個々に自分の思った意見の主張ができていたと思います。

2 番

最初はみんなよく分からないので、話合いの時も発言がなかったりしましたが、何日か経って口火を切ってくださる方がいたりすると、話しやすくなったと思います。あとは裁判官から具体的にこうだからというような話があったりだとか、ただ意見を述べるのではなくて、よく紙に書いて貼ってまとめていたりしたので、そのおかげで話も進みやすくなった部分もあるかなと思いました。

3 番

私たちの時も、最初の頃は皆さん緊張していたのと難しい裁判の話だったために発言は多くなかったのですが、話し合う日が多少長かったので、皆さんだんだん慣れていったのと、裁判官がいろいろ話題を振ってくれたおかげで話しやすくなって、結構いろいろな話合いができてとてもよかったです。

ただ、私たちの裁判は結構長かったので、他の裁判員の人たちと色々な話ができただけですが、期間が短い裁判員の人たちはちゃんと話合いができたのかなとちょっと心配になりました。

4 番

そうですね、やはり 2 番の方もおっしゃっていたのですが、最初はもう分からないので、なかなか意見を出せないというところもあったのですが、他の裁判員の方で積極的に意見を言ってくださる方もいて、そういう方が雰囲気を作ってくださったり、裁判官が話しやすいように振ってくださったりという中で、だんだん意見を言いやすい感じになっていったのかなと思います。

自分の意見を持っていて言える方もいれば、悩んでいてなかなか自分の答えが

出せないという方もいたと思うのですが、その場合でも今迷っているんですということも言うことができましたし、そういう形で同じスピードで話を進められた点がよかったかなと思います。

司会者

ではこのテーマに関して、質問はございますか。

山本弁護士

弁護士の山本です。検察官や弁護人から最初に冒頭陳述メモ、論告のメモ、弁論のメモなどをお渡ししていたと思うのですが、評議など結構時間の少ない中で、そういった資料に目を通す機会とか時間はどれくらいありましたか。それを踏まえて、今後の弁論メモなどの作成に生かしていきたいと思いますので、全員の方にお聞かせいただきたいと思います。

1 番

結構何度も目を通します。10回は見ていると思います。

2 番

目を通しましたが、問題は感じませんでした。

3 番

何回も見させてもらいました。個人的に気が付いた点としては、少し細かいのですが資料の向きが違って見つらなかったことと、自分の意見を書き込めるスペースがあると、メモが取れて便利だと思った点です。

4 番

冒頭陳述メモなどの資料は、頻繁に見ながら話し合いを進めさせていただいたので、最後の方であっても冒頭陳述のメモを見たりしましたし、見返す時に非常に役立って助かりました。

司会者

どうもありがとうございます。

第5 質疑応答

司会者

用意していたテーマは以上ですが、テーマにかかわらずお聞きになりたいことはありますか。

大野所長

今のお話に関連してお聞きしたいのですが、手元に冒頭陳述メモを渡されて、そのメモを見ながら冒頭陳述を聞いて、この事件はこういう事件でどこが問題になっているというのが、その場ですぐ分かったのか。それとも、その時は少し理解できなくて、後で裁判官から説明を聞いて理解できたのか。冒頭陳述のほか、証拠調べが終わった後の論告、弁論の時もメモが配られて説明を受けますが、この点を証拠調べの前の冒頭陳述の時と、証拠調べが終わった論告弁論の時に、できれば分けて、分けられなければ一緒でもいいのですが、お答えいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

司会者

要するに、法廷の場で説明されたことがその場ですぐにずっと理解できたのか、何か後で反芻しないと分かりづらかったのかということなんですが、法廷で聞いて分かったという感じですかね。

2番

はい。

大野所長

1番の方、2番の方が参加された裁判は、被告人が事実を争ったりとか、基本的にそういうことがなかったようなのですが、その影響もありましたか。争いになる事件を経験されていないので、これだけでどうかというのを答えるのは難しいかもしれませんが。

司会者

3番と4番の方は、被告人が私は犯人ではありませんとか、私はやってません

と主張した裁判だったんですよね。一方で1番と2番の方は、被告人が事実は間違いありませんといった裁判だったので、その点も分かりやすさに影響するのでしょうか。

1, 2番

影響すると思います。

大野所長

分かりました。

3番

私たちの時ですが、多少分かりにくかったところは多分あったと思うのですが、法廷で大体理解できたと思います。また、難しいところは裁判官から休憩のすぐ後に補足してもらえたので、割と理解できたと思います。

大野所長

その分かりにくいというのは、例えば先ほどお話があった専門用語の関係とか、そういう場面ですか。

3番

そうですね、専門用語だったり、直接は言えない意図だったりを、裁判官から補足してもらいました。

4番

冒頭陳述の時とか、論告、弁論のところでも、法廷で争点はここですということを明示していただきましたし、手元の資料の方にも、争点はこれですというのが書いてあって、ここも考えてくださいというポイントもまとめてあったので、理解はしやすかったです。検察官と弁護人が提示する争点が全然違うということもなかったので、考えるポイントとしてはすごく分かりやすかったです。

第6 記者からの質問

司会者

それでは記者の方から、質問をどうぞ。

記者（読売新聞）

読売新聞です。1番の方にお伺いしたいのですが、仕事との折り合いというのはどのようにつけられましたか。

1番

仕事の方は非常にタイトなスケジュールでされていて、ここが終わった後に、夜に仕事をしまして、それから早朝4時に起きて5時から働いて、その後またこちらに来るような流れでやっていました。

記者（読売新聞）

仕事の方に何か影響があったりしましたか。

1番

周りからのフォローもありましたが、朝早く仕事をして、また夜も仕事をしてということで、仕事を進めました。

記者（読売新聞）

会社にお勤めされているということによろしいのですか。

1番

はい。そうです。

記者（読売新聞）

では、やはり上司などの理解があってということでしたか。

1番

はい。そうですね。

記者（読売新聞）

分かりました、ありがとうございます。

記者（新潟日報）

新潟日報です。今の質問と関連するのですが、皆さんに伺いたいのですが、裁判員制度そのものへの参加のしやすさとか、あるいはハードルがあったとか、そ

の辺はいかがでしょうか。

1 番

はい。まず仕事がある程度簡単に休めるのであれば、非常に参加しやすいと思うのですが、私の場合は、大半は人に代わってもらえない仕事だったので、参加するに当たっては、せっかくもらえたチャンスだから参加したいという気持ちで何とか参加することができました。

2 番

私自身は主婦ですが、介護があったりして大変な部分もありましたが、時間のやりくりは何とかできました。でも、期日と期日の間が空いていたため、他の裁判員の方でやりくりが大変でしたという意見はありました。だから、進み方によって日程が長くなる場合もあるでしょうが、逆に期日が空いた場合はどうするのかということも何か考慮する必要があるのかなと思いました。

司会者

少し補足しますと、この事件は、要通訳事件だったので、予備日を設けて通常よりも余裕を持って公判期日の予定を取っていただいて、結果的に期日と期日の間が抜けてしまったということがございました。

2 番

また、私の場合は1月の予定だった裁判が延期になりました。その1月の時に選ばれた人たちがいるのですが、他の方は仕事の調整がつかなかったのか、1月に選ばれた中では私だけ参加することになりましたので、その点は少し残念に思いました。

3 番

私は、上司から有休を消化するいい機会だと言われまして、それを使って参加させてもらったのですが、中にはやはり、1番の方と同じように、早朝とか、裁判が終わった後に仕事という人も結構いました。仕事の関係も裁判員同士で少し話が出まして、有休で来る人もいました。もちろん裁判員で来たら、手当とかは

もらえるのですが、やはり有休があるとないとの差が大きいのかなと、正直思いました。裁判員に選ばれた場合に、有休がもらえる制度が整備されるようになればいいのかなと思いました。

4 番

私の場合は、名簿に載った時点で、上司に、もしかしたら来年1年間で裁判員に選ばれるかもしれませんという話をして、実際に選任手続期日のお知らせが来た時点では、公判期日が全部出ていましたので、仕事の調整をすることができました。休み自体も、私の会社では裁判員休暇が徹底されていたので、そちらを使って、スムーズに休みを取ることはできました。ただ裁判員が選任される選任手続期日が、裁判が始まる数日前とかなり直前でしたので、私は実際に選ばれたから、当初の予定どおりに休みを取ってということでスムーズにいったのですが、もし選ばれなかった場合、休みを取る必要がなくなり急に仕事に出るとなると、職種によっては、だいぶ会社に影響が出ることもあると思うので、直前に決めるのは何か理由があると思うのですが、個人的には1か月前ぐらいには裁判員になるかどうか知りたいと思いました。

記者（新潟日報）

すいません、今の話に関連して、4番の方にお伺いしたいのですが、数日前とは具体的に何日前ぐらいに決まっていたのですか。

4 番

多分5日くらい前だったと思います。

司会者

期日の5日前に裁判員候補者の皆さんを集めて、その中からくじを行うので、それに来てもらったということですね。くじから外れた人はその日で終わりだし、くじに当たった人は5日後からの裁判期日に来てもらおうということですね。

記者（朝日新聞）

朝日新聞です。事件の種類によっては、もしかすると、裁判員として参加する

ことにためらいを感じたかもしれないというのがあるのかどうか。もしあるのであれば、どういった事件だと抵抗を感じるかというのをそれぞれお聞かせ願えればと思います。

1 番

事件の内容等は全く分からないので、もう選ばれれば来るしかないという気持ちでいました。事件とか、内容は特に気になりませんでした。

2 番

私もどんな事件に当たるか分からないので、もうやろうという思いではいました。ただ、テレビなどで報道されるような残虐な事件だったらどうしようという思いは一瞬浮かびましたが、でもやはりどんな事件に当たるか分からないので、事件の内容にかかわらず裁判員を引き受けたと思います。

3 番

私が担当した事件は結構重い内容だったのですが、受ける前はどんな裁判になるのか分からなかったですし、受けたからにはきちんとやるという感じだったので、特に問題はなかったと思います。

4 番

皆さんのおっしゃるとおり、どんな事件に当たるか分からなかったのですが、でもおそらくどんな事件でも大丈夫だったかなと思います。裁判の日程が出たので、裁判所のホームページで裁判のスケジュールを見て調べたのですが、そこに傷害致死って書いてあったので、傷害致死なんだな、大丈夫かなというのは少し思ったのですが、でもせっかくの機会だからという思いの方が大きかったです。

記者（朝日新聞）

ありがとうございます。

記者（新潟日報）

報道されている事例で、被告人の友人などの関係者から裁判員の方が声をかけられて怖かったという事件があるということですが、そういったあたりの不安を

感じたりしたことはありましたでしょうか。

1 番

そういったことは全くなかったのですが、やりやすかったんじゃないかと思います。

2 番

私も全然ないです。

3 番

私の時もなかったです。私の担当した事件は裁判所が警備をした事件でしたが、いろいろなところに職員に立ってしてもらって、その対応のおかげで安心できました。

4 番

私の時もそういったことはなかったです。

記者（読売新聞）

今年で裁判員制度は10年目を迎えたということなのですが、御自身たちの経験を踏まえて、ここを改善してほしいとか、あとはこれから裁判員に選ばれる方々に、こうしたらよかったといったアドバイスがあれば、何か一言ずつお伺いしたいのですが。

1 番

全く初めての中で裁判員を経験しましたが、流れとしては、初めてであってもそれほど問題に感じた点はありません。

2 番

選任手続に呼ばれて来ても、そこでみんなが裁判員になるのではなくて、また抽選で選ばれます。また、選任手続に呼ばれた場合でも事情があって辞退したい人は、質問手続といって裁判官から質問を受けたり、具体的な事情を話したりできる機会があります。このように選任手続期日に裁判所へ来ても辞退できるのは、私自身、実際に選任手続期日に来て初めて知ったことなので驚きました。

3 番

私としては、裁判員が抽選で選ばれるということは、確かに初めて知ったのですが、その抽選で裁判員に選ばれなくて残念そうにしている方が見受けられたので、正直、くじだけではなくて、立候補で裁判員になれる制度があるといいと思います。そうすれば、きつともっといろいろな意見が出ると思うので、全員がくじ引きではなくて、1人ぐらい立候補の枠があってもいいと思いました。

4番

改善してほしいところは、先ほどもお話したのですが、やはり裁判員が選任される選任手続期日が、裁判が始まる数日前であることが一番気になるところで、それ以外は全然不満はありません。職種によっては、その人が仕事に出るか出ないかにより会社にとって結構影響が大きいと思います。例えばシフト制の仕事の人などは、1か月前にはもう決めなくてはならないということもあると思うので、もう少し余裕を持って決めてほしいという気持ちがあります。

これから裁判員に選ばれる方々へのメッセージとしては、「自分が経験してみても、今まですごく遠い存在だった裁判というのがかなり身近になったなと感じています。裁判員でなければ、自分が被告人にならない限り、裁判所に来る機会はありません。実際に裁判を間近で見て経験してみても、かなり身近になったので、環境が許す限り裁判員をやってみるのがお勧めですよ。」と言いたいです。

私は、裁判員を経験した後、他の裁判の傍聴に行ったりもして、傍聴も結構楽しいなと思いました。傍聴は裁判員に選ばれなくてもできますし、意外と裁判所は身近なんだなというところを、せっかく裁判員制度10周年なので、公に言っただけだったらいいと思いました。

司会者

では、記者の皆さんのためにごく簡潔に裁判員の選ばれ方を解説します。まず、毎年11月頃に裁判員候補者の名簿というのを作ります。それに載った方々全員に通知を送ります。この通知は、これから1年の間に裁判員に選ばれるかもしれ

ませんのでよろしく申し上げますという書類です。

ただし、名簿に載ったからといって、必ず呼ばれるわけではなく、そこから抽選で選ばれます。例えば9月1日からの裁判が決まったという時に、7月頃に、9月1日からの裁判の裁判員候補者になりましたので、選任手続期日に来てくださいという通知を送ります。

それを受け取った方に選任手続期日に来ていただきますが、そこには裁判員と補充裁判員の3倍ぐらいの人たちが来ます。その中で急に予定が入ってしまい出られない人や病気の人を除いて、くじをして、標準的には5日後ぐらいに、そこで選ばれた方々が裁判員として裁判に参加するというような流れになっています。

実は4番の方がおっしゃるような意見をよくいただくのですが、皆さんが健康で、かつ予定が入らないならば、本当に1か月先、2か月先に来てくださいといって、必ず来てもらえればそれはいいのですが、やはり何か予定が入ってしまった、体調を崩してしまった、など急に來ることができなくなるのが不安で、あまり間を空けないようになっているのです。

昔制度が始まった頃は、午前中に選んで、午後から裁判というようなこともあったのですが、さすがにそれはひどいのではないかとということで、大体週末に選んで、次の週からというのが標準的になっていますが、なかなかそこからは広げられないというのが現状です。

記者 (T e N Y)

T e N Yです。1番の方が、最初は聞くことが多かったというようなお話をされていたのですが、なかなか意見を言いづらかったりすることがあるのでしょうか。

1番

そういうことではなく、前半は聞く場面が多くて、裁判官と議論をする中で発言するという流れでした。

記者 (T e N Y)

では言いづらいとか、そういう雰囲気があるわけではないのですか。

1 番

はい。そうですね。

記者 (T e N Y)

ありがとうございます。4 番の方にお伺いしたいのですが、担当された事件だと、証拠の画像などは気持ちが悪い写真があったりするのかなと思いますが、そういうのがトラウマになったりすることはありませんでしたか。

4 番

そうですね、事件の内容や怪我の具合など、かなり気持ちが悪いものがあると思うのですが、ただ、写真自体はやはり衝撃的なので、イラストにさせていただいて、この範囲にこれがありますという感じで全部イラストにしたものを資料としていただいたので、そのあたりは全然大丈夫でした。

記者 (T e N Y)

ありがとうございました。

司会者

それでは最後に所長からまた御挨拶を申し上げます。

大野所長

それでは終了に当たりまして、もう一度御挨拶を申し上げます。本日は皆様の貴重な御意見をどうもありがとうございました。皆様のお話を伺って、皆様が熱意を持って、主体的に裁判に取り組んでいただいたことがよく分かり、大変ありがとうございました。また裁判員裁判後に、日常生活等の場面でも、考え方とか感じ方に変化を感じられた方もいらっしゃるようで、裁判というものが身近になって、裁判員となれたことを一つのいい経験として受け止めていただいていると感じました。

訴訟活動や評議についてもいろいろと御指摘をいただきましたので、これを十分踏まえながら、法曹三者で意見交換をして、裁判員裁判制度の改善に更に取り

組んで参りたいと思っております。併せていくつか話題が出ましたが、裁判員の方が安心して裁判員裁判に参加できる環境整備にも努めていきたいと考えております。

皆様には、これからも是非裁判員裁判の経験者として、報道等で接する裁判員裁判を温かく見守っていただければと存じます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上